

発議第 1 号

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 岡 田 修 明

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっている。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されている。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけている。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけではなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望する。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

発議第 2 号

過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 田 中 裕

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書

昨年に平成 27 年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めての人口減少が明らかになった。国勢調査に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加されるべき自治体が増えることが予想されている。

進行する人口減少は過疎地域でより大きく、平成 27 年国勢調査における平成 22 年対比での全国人口は 0.8%減だったのに対し、過疎地域での人口は 7.9%減であった。

この現状を踏まえると、過疎地域の財政状況は厳しさを増し、過疎対策事業債の需要は大きくなることが予想される。そこで、過疎対策事業債の対象事業を拡充することなど、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成 27 年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成 22 年の改正及び平成 26 年の改正と同様に現行過疎市町村に追加して指定すること。
- 2 過疎対策事業債の対象事業に、上水道に移行した旧簡易水道施設の整備及び市町村立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 17 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
総務大臣

発議第 3 号

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3,000社、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため、廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定をうけていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求める。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
厚生労働大臣

発議第 4 号

自衛隊部隊の南スーダンからの撤退・派遣中止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

自衛隊部隊の南スーダンからの撤退・派遣中止を求める意見書

防衛省は南スーダンPKO(国連平和維持活動)の陸上自衛隊部隊が昨年7月の首都ジュバでの大規模戦闘の状況を記録した日報などの文書を今年2月7日に公表した。

文書は「激しい戦闘」といった表記で情勢悪化の深刻さを報告しているが、安倍政権は当時、「散発的な発砲」だと強弁を繰り返していた。陸上自衛隊部隊の派遣延長や安保法制に基づく「駆けつけ警護」などの新任務付与に向け、不都合な情報を隠したのではないかとの疑惑が広がっている。

当該文書は多くが黒塗りされているが、昨年7月の大統領派(政府軍)と前副大統領派との戦闘の様子が生々しく伝わってくる。部隊日報や中央即応集団司令部報告には「TK(戦車)射撃含む激しい銃撃戦」(11日日報)「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」(12日報告)などと記述されている。また「UN(国連)トンピン」と呼ばれる地区にある陸自宿営地のそばの状況としては「突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要」(11日日報)、「宿営地ほか近傍施設(UNトンピン外)への直射火器の弾着を確認」(12日報告)、「SPLA(政府軍)戦車1両を含む銃撃戦が生起、日没まで戦闘継続」(同13日報告)と緊迫の様子を伝えている。さらに「ジュバ市内での大量のIDP(国内避難民)の発生」などの予想もされていた。

深刻な内戦状態にある南スーダンの現状は明らかにPKO5原則に反している。安倍政権は「戦闘」ではなく「発砲事案」だとか「衝突」だとしているが実態を無視している。

現派遣部隊の安全を確保するために即時撤退すること、また5月から予定の陸上自衛隊第5旅団(帯広市、釧路町、別海町などに駐屯)からの派遣は中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

発議第 5 号

「共謀罪」の国会提出に反対する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

「共謀罪」の国会提出に反対する意見書

かつて国民の強い批判で、3度も廃案になった「共謀罪」法案を、政府は、3月にも国会提出する構えである。

国民の批判にあい、当初対象としていた676の犯罪から、犯罪計画が存在し得ない業務上過失致死罪や選挙法違反などを外す方向だが、国民の思想・信条や言論・表現の自由が、大きく脅かされる危険性はなんら変わらない。

犯罪行為は、「実行された時のみ処罰される」というのが、近代の刑罰の基本である。

ところが「共謀罪」が成立すれば、犯罪を実行していなくても「計画した」とか「相談した」だけで罰せられるおそれがある。

しかも、法務省は16日、「犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には、組織犯罪集団に当たり得る」との見解を示した。「(組織的犯罪集団は)犯罪を実行することを目的とした団体に限られる」(法務省)との立場を変え、犯罪とは関係のない集団についても、会話や電話、メールでのやり取りの内容を捜査して、「犯罪集団」に一変していると判断すれば処罰の対象にされてしまう。捜査機関の恣意的判断で、一般市民も共謀罪の対象となることが明らかになった。

昨年5月に「通信傍受法」(盗聴法)が改正され、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人、薬物に限定していた犯罪対象を、窃盗、詐欺といった一般犯罪にまで拡大した。「共謀罪」で盗聴を利用することについて、政府は「検討すべき課題」とまで答弁している。

日本は、テロ対策の国際条約をすでに13も結んでいて、テロ対策の法律もあり、対策はできている。政府も、こうした国際条約の中に、新たに「共謀罪」の創設が必要だとする国際組織犯罪防止条約は含まれていないと説明している。

多くの国民とともに、全国の弁護士会や、大学教授ら刑事法研究者、新聞各社社説が反対を表明している。

政府においては、国民の基本的人権、「内心の自由」を脅かす「共謀罪」の国会提出をおこなわないように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
総務大臣

発議第 6 号

国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 斎 藤 實

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止を求める意見書

厚生労働省は、現物給付方式で子ども医療費の助成を行っている自治体に対する国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを、小学校入学前までについて廃止する方針を示した。この廃止は全国知事会をはじめ地方団体から強く要求されていたもので当然の措置である。地方自治体はそれぞれの財政事情のもとで子ども医療費の助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力している。小学校入学前までのペナルティ廃止で生じた財源は、さらなる医療費の助成拡大でなく、ほかの少子化対策に充てるよう市町村に求めているとの報道がある。財源の活用は市町村の判断に任せるべきである。

子どもの医療費助成は疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、すべての都道府県において実施されているが、地域間格差が生じている状況である。

よって国においてはペナルティの全面的廃止と廃止に伴い生じる財源を市町村の判断で活用させることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 17 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣

発議第 7 号

「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書

2017年度予算案で「要保護世帯」（生活保護世帯と同程度に困窮している世帯）に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が、小学生が現在の2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられることは、その要求を求めてきた関係者や父母らから大変喜ばれている。

ところが、生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯である「準要保護世帯」に対しては、当時の政府が2005年に就学援助の国庫補助金を廃止し、一般財源化したことで、支給額や基準を縮小する自治体が広がった。さらに、2013～2015年の生活保護の扶助基準を引き下げた影響により、所得基準が変わったことで就学援助の基準も下がり、対象から外れる家庭も出てきた。

就学援助制度は経済的な困難をかかえる子どもに義務教育を保障するための命綱である。「子どもの貧困」が広がる今こそ就学援助を強めることが求められる。

よって国には生活保護に準じる「準要保護世帯」への国庫補助金を復活・拡充させると同時に、単価に見合った交付税算定額を引き上げることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣

発議第 8 号

新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書

政府が創設を決めた給付型奨学金の内容は、住民税非課税世帯で、かつ成績優秀に限定されたため、対象者が2万人で、学生55人に一人という割合である。

この20年間に奨学金は貸与額で約5倍、貸与人数で約4倍に急速に拡大し、いまや学生の二人に一人は奨学金を借りている。

国民生活基礎調査では、この20年間、生活が「苦しい」と答えた人が42%から60%へ、「普通」と答えた人が52%から36%になった。中間層の所得が減少し、貧困層が拡大し、学費の値上げもあり、若者自身が借金しなければ大学に進学できない社会に急速に変わってしまった。日本の大学の授業料は国立で約54万円、私立の標準額は約86万円である。入学金などを含めると大学進学一年目に納める額は国立で約82万円、私立は平均約181万円にもなる。経済協力開発機構（OECD）加盟国の半数で大学の学費が無償になっていることから見ても異常な高さである。

国民の所得が低下している中で、大学授業料は1990年と比較して国立で約20万円、私立では平均約25万円も上がり、経済的にはますます狭き門になっている。

学費や生活費を払えずに進学をあきらめざるをえない、せっかく進学しても深夜までアルバイトで勉学に支障が出る、さらには中退に追い込まれることがあってはならない。

よって国には新たに創設する奨学金の対象規模を拡大するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

発議第 9 号

国民健康保険における子どもにかかる均等割額の免除及び軽減に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

国民健康保険における子どもにかかる均等割額の免除及び軽減に関する意見書

国民健康保険の均等割額は国民健康保険加入者一人ひとりに均等にかかるものである。家族に子どもが増えると保険料の負担が重くなるこの仕組みは、子育てに関する様々な負担軽減策を進めている自治体の政策とも相いれないものとなっている。

また同じ医療保険制度でありながら、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、早急な見直しが求められる。

政府は子育て支援策として保育士の処遇改善や待機児童対策などを講じている。また、昨年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことで、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けた具体的な作業が開始されているが、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の導入についても今後の検討課題とされている。

よって国には、子育て支援の観点から国民健康保険における子どもにかかる均等割額について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の負担による免除及び軽減の見直しを早急に検討し、結論を出すよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣

発議第 10 号

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 3 月 17 日

| | | |
|-------|---------|---------|
| 提 出 者 | 八雲町議会議員 | 黒 島 竹 満 |
| 賛 成 者 | 八雲町議会議員 | 安 藤 辰 行 |
| | 八雲町議会議員 | 佐 藤 智 子 |
| | 八雲町議会議員 | 横 田 喜世志 |
| | 八雲町議会議員 | 三 澤 公 雄 |
| | 八雲町議会議員 | 掛 村 和 男 |
| | 八雲町議会議員 | 田 中 裕 |
| | 八雲町議会議員 | 赤 井 睦 美 |
| | 八雲町議会議員 | 牧 野 仁 |
| | 八雲町議会議員 | 大久保 建 一 |
| | 八雲町議会議員 | 宮 本 雅 晴 |
| | 八雲町議会議員 | 千 葉 隆 |
| | 八雲町議会議員 | 岡 田 修 明 |
| | 八雲町議会議員 | 斎 藤 實 |

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する意見書

昨年一月六日、北朝鮮は、水素爆弾の実験を実施した旨発表した。
また、二月七日、日本をはじめ国際社会からの強い自制の申入れにもかかわらず、「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を強行した。

さらに、本年三月六日、日本の排他的経済水域内に向かって弾道ミサイルを発射した。

これは、国連安保理決議二〇八七号、二〇九四号、二三二一号等の一連の決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反するものである。

八雲町議会として断じて容認できず、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、強く非難する。さらに、一連の国連安保理決議を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決に全力を挙げるべきである。

よって、政府においては拉致問題を含む人権侵害を明記した、新たな制裁措置を含む安保理決議が早急に採択されるよう、関係各国と連携し折衝を加速させるべきである。また、我が国においても、政府が独自の対北朝鮮制裁措置を取ることを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急かつ包括的な解決を図るために、総力を挙げた努力を傾注することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 17 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣